入札公告

次のとおり公募型企画競争(総合評価落札方式)に付します。

2022年6月20日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院 院長 內野 直樹

- 1. 競争に付する事項
- (1)調達件名及び数量売店及び自動販売機等の設置・運営業務委託 一式
- (2) 仕様等 説明書及び仕様書による。
- (3) 貸付(運営) 期間

2023年2月1日から2024年1月31日までとする。

但し、2024年1月頃に新病院へ移転を予定しており、その際は双方協議のうえ 仕様及び契約金額の見直しをおこなう場合がある。

本貸付契約は「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約終了とする。

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

(5) 運営者(第一交渉権者)の決定方法

公募型企画競争(総合評価落札方式)とする。

企画書を提出し、プレゼンテーションを実施する。「3.」及び追加資料に定める評価基準に沿って点数化した評価点と入札書に記載された販売手数料の評価点とを総合評価し、その合計点が最も高い者を第一交渉権者とする。

- 2. 参加する者の必要資格に関する事項
- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後 見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているも のは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当す

る者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に揚げる者
- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実が あった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人そ の他の使用人として使用する者についても、同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件 の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (4)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各 号に該当しない者であること。
- (5) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において「役務の提供」のA、B、C又は D等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (7)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥)については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③ 船員保険

- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険
 - (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (8) その他、下記事項に該当する者であること。
 - ① 法人等を設立して3年以上経過しており、160床以上の病院での売店運営について、各々良好な運営実績が3年以上あること。(要写し)
 - ② 緊急対応が2時間以内にできること。(要証明)
 - ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等 に抵触する行為を行っていない者であること。
 - ④ 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
 - ⑤ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
 - ⑥ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (9) 公募公告、説明書等の関係書類に指定する全ての事項に対応するものであること。
- 3. 企画書及び入札書を特定するための評価基準(詳細は説明書追加資料による)
 - ① 企画書の提出者の能力 経営状況(安定性)、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績。
 - ② 担当予定従業員の能力従業員数、従業員への教育体制、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は 類似の実績、その他主要業務の実績。
 - ③ 売店の運営方針運営方針・運営方法の妥当性、当該運営に対する取組意欲、別紙2「売店運営希望事項」の履行意欲。
 - ④ 運営者からの提案(販売促進に対する取組方針) 規格の適格性、企画の創造性、企画の現実性。
 - ⑤ 利用者の満足度利用者からの苦情等に対する対策。
 - ⑥ 衛生・食品安全・ゴミ等 衛生管理に対する体制・対策、食品の管理体制、ゴミ処理の取組み。
 - ⑦ ワーク・ライフ・バランス等への取組み。女性活躍推進のためのワーク・ライフ・バランス等を推進しているか。(女性活躍推進法に基づく認定、次世代法に基づく認定。若者雇用促進法に基づく認定)
 - ⑧ 販売手数料の妥当性

- 4. 契約条項を示す場所
- (1) 担当課

〒260-8710 千葉県千葉市中央区仁戸名町682番地

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

管理棟3階事務室 総務企画課(経理)契約係

電話043-261-2211

メールアドレス: keiri@chiba.jcho.go.jp

- (2) 入札関連資料の交付期間及び場所
 - ① 交付期間

本公告から2022年7月11日(月)までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記4.(1)の交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から16時00分まで)

- ※ 機密保持に関する誓約書は、当院HPの入札情報から両面印刷し押印して持参すること。
- ② 交付場所
 - 「4. (1)」に同じ。(要来院)
 - ※ 名刺・印鑑(認印可)を必ず持参すること。
- (3) 企画書及び入札書の提出期限
 - 2022年7月13日(水) 16時00分
 - ※ 入札説明書「5 (1)入札参加書類等」に記載されているもの、名刺・印鑑(認 印可)を必ず持参すること。
- (4) 説明会

入札説明書(仕様書)交付時に随時実施

(5) プレゼンテーションの日時及び場所

2022年7月20日(水)

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院 管理棟地下2階 第1会議室

- ※ 時間については後日連絡する。
- ※ 身分証明、名刺、印鑑(認印可)を必ず持参すること。
- (6) 開札の日時及び場所

2022年7月22日(金)午前10時00分から

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院 管理棟地下2階 第1会議室

※ 身分証明、名刺、印鑑(認印可)を必ず持参すること。

(7) 問合せの期限と方法

2022年7月11日(月)16時00分まで

当院ホームページの調達情報「別紙」より質疑応答書をダウンロードして電子メールでの問合せによる。電話・口頭による質問は一切受け付けない。質疑の回答は、2

022年7月12日(水)16時00分までに電子メールにて回答する。

5. その他必要な事項

- (1) 保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札書及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 希望者に要求される事項

この公募に参加を希望する者は、封印した入札書に「2.」の証明となるもの及び 説明書等において定めるものを添付しての提出期限内に提出しなければならない。希 望者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求め られた場合には、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した企画書及び入札書、求められる業務を履行しなかった者の提出したものは無効とする。

(5) 契約書の作成

① 作成予定者との契約締結は次の例のとおりとなる。

例:売店及び自動販売機等の設置・運営業務委託

- ② 契約の相手方が決定した時は、経理責任者が指名する期日までに契約書の取り交わしをするものとする。
- ③ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ④ 本契約は、経理責任者と契約の相手方双方が契約書に記名、押印しなければ成立 しないものとする。
- ⑤ 契約内容を変更する必要が生じた場合には、契約者双方が協議の上、決定することとする。
- ⑥ 委託者は、受託者の要求に従い、売買業務の設置・運営についての必要な情報を 通知する。また、その反対の場合も同様な取扱いをするものとする。
- ⑦ 受託者が企画書及び入札書等の関係書類上又は企画書等に基づく作業等の遅れ若しくは履行せず、相当期間を定めた是正催告にも拘らずこれを是正しない、企画書及び入札書等の関係書類に著しく背き、当事者間の信頼関係を損なう背信事由があったとき、本契約を解除することができるものとする。また、契約期間中に刑法上で罰金以上の刑に処せられた場合及び行政処分を受けた場合についても同様の扱いとし契約解除できるものとする。

6. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び入札書は、無効とする。また、必要事項の記入漏れ、押印のないもの、受領期限までに提出されなかった必要書類等、その他入札に関する条件に違反したものを同様とする。

- (2) 関連情報を入手するための窓口 「4.(1)」に同じ
- (3) 詳細は、「説明書」その他の資料による。